



2026 年 9 月 10 日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 渡邊 啓太
電 話 (075) 935-6150

株主代表訴訟に関する訴訟告知書の受領について

当社は、2026 年 9 月 9 日、当社の個人株主 1 名が当社の元取締役 2 名に対し、株主代表訴訟を京都地方裁判所に提起した旨の訴訟告知書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 原告

当社個人株主（1 名）

2. 被告

当社元取締役 永守重信、小部博志

3. 訴えの概要

下記に関し、会社法及び会社計算規則に基づき算定される分配可能額を超過する違法な自己株式取得又は配当であったとして、被告らに対し、会社法第 462 条第 1 項に基づき、287 億 3055 万 8300 円及びこれに対する遅延損害金を当社に支払うことを求めるものです。

- （1） 2022 年 9 月に行われた自己株式の取得
- （2） 2023 年 2 月から同年 3 月に行われた自己株式の取得
- （3） 2022 年 12 月に実施された中間配当

4. 公告

当社は、次のとおり電子公告を行う予定です。

「当社株主 1 名から、当社の元取締役 2 名に対し、株主代表訴訟が京都地方裁判所（令和 8 年（ワ）第 1749 号）に提起され、当社は 2026 年 9 月 9 日にその訴訟告知を受けましたので、会社法第 849 条第 5 項の規定に基づき公告いたします。」

5. 業績に与える影響

本件訴訟は、当社株主が当社元取締役個人に対して会社法 462 条第 1 項に基づくてん補を求めるものであり、当社の業績に影響を及ぼすものではないと判断しておりますが、開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

6. 今後の見通し

当社は、2026 年 3 月 13 日付「役員責任調査委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社グループにおける一連の会計不正問題に関し、当社の現旧の取締役、監査役又は執行役員において、その職務執行に関して任務懈怠責任があったか否かを含め法的責任の有無について、役員責任調査委員会を設置し検討を行っております。本件訴訟についても、当社は、役員責任調査委員会の報告・提言に基づき、対応を検討してまいります。

以 上